

Ⅱ. 試験実施要綱

1. 目的

この試験は日本医師会が認定する医療秘書として、医師を補佐し地域医療に貢献しうる知識を習得しているか否かを確認することを目的として行う。

2. 実施主体および時期

この試験は毎年1回日本医師会が実施する。

日時その他の詳細は試験実施要領によって試験実施の3ヵ月前までに公表する。

3. 受験資格

「教育要綱」に定める養成機関におけるカリキュラム修了者または修了見込みの者とする。

4. 受験手続

認定試験を受験しようとする者は、試験実施要領の定めるところにより日本医師会に願書等必要書類を提出しなければならない。

5. 受験手数料

受験申込者は試験実施要領の定める手数料を納めなければならない。

6. 認定試験科目

(1) 医療・保健・福祉基礎教科

- 健康とは、疾病とは
- 患者論と医の倫理
- からだの構造と機能
- 臨床検査と薬の知識
- 医療にかかわる用語
- コミュニケーション論

(2) 医療秘書専門教科

- 医療秘書概論
- 医療秘書実務
- 医療情報処理学
- 医療情報処理演習
- 医療関係法規概論

7. 試験の場所および監督

試験の場所は、当該医師会の指定する場所とする。ただし、試験監督者および試験監督補助者については、当該医師会長の推薦にもとづき、日本医師会において決定する。

8. 日本医師会医療秘書認定試験委員会

日本医師会は、試験実施にあたって標記の委員会を設け、企画・立案・評価等を行う。

委員会の任務は次の各号とする。

- (1) 試験実施要領案の作成
- (2) 出題数および科目出題配分の決定
- (3) 試験問題の決定
- (4) 試験結果の採点および合否原案の作成
- (5) 試験結果の分析・評価
- (6) その他必要事項

9. 不正受験者の措置

認定試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係ある者についてその受験を停止させ、またはその試験を無効とする。

10. 試験の合否

受験者の合否は、日本医師会医療秘書認定試験委員会で審議の上合否原案を作成し、日本医師会常任理事会の議を経て決定する。

1 1. 合格の通知

日本医師会長は、合格通知書を都道府県医師会を經由して交付する。